

3・1 外航船社間協定に対する独禁法適用除外

外航船社間協定(定期船分野)は、主に海運同盟(運賃タリフ設定)、協議協定/VDA(各種ガイドライン等の設定)およびコンソーシアム/VSA(船腹共同配船)に大別される。EUは平成20(2008)年10月に定期船同盟に対する欧州連合(EU)競争法適用除外制度を廃止したものの、VSAに対しては引き続き同法適用除外を認め、他方で、わが国や米国、シンガポールなどの主要国は船社間協定に対する独禁法適用除外(以下「適用除外」)を認めている。(シンガポールにおける制度見直しについては船協海運年報2015の3・1・2参照)

当協会は、適用除外制度がコンテナ船運賃とサービスの安定供給並びに将来の荷動き増に備えた船舶投資を持続的に行っていく上で有効な制度であり、また、協定は荷主との対話窓口という観点からも、海運業界のみならず荷主を含む貿易業界全体にとって有益なものであるとの基本的な考え方から、制度の維持に向けて対応している。最近の主な動向は以下の通りである。

3・1・1 日本

平成27(2015)年度中に再検討を行うとされていたわが国の船社間協定に対する適用除外制度のあり方について、国土交通省(国交省)は平成27(2015)年10月より公益財団法人日本海事センター主催の海運経済問題委員会において再検討作業を開始。平成28(2016)年1月までに計3回会合が開催され、船社間協定は、安定的かつ効率的な海上輸送サービスの提供や適正な運賃水準の実現に資するものであるなどの理由から、現行適用除外制度維持の方向で報告書が最終化された。他方、公取委は、平成27(2015)年4月以降、当協会や国内外を含む海運業界や荷主業界への実態調査やヒアリングを実施し、平成28(2016)年2月4日には、「外航海運に係る独禁法適用除外制度を維持すべき理由は存在しないものと考えられる。」との結論を含む独自の報告書を発表した。

その後、最終的な結論を出すべく国交省・公取委の間で協議が継続された結果、平成28(2016)年6月14日、国交省は、現行の適用除外制度を当面維持するとともに、運賃同盟については、有効性を確認したうえで必要な見直しを行うことを発表した。(報道発表資料は【資料3-1-1-1】参照)

なお、一方、公取委の研究機関である競争政策研究センターは、平成28(2016)6月28日、「諸外国における外航海運及び国際航空に関する競争法適用除外制度の動向と我が国への示唆」とする報告書を発表し、適用除外制度を維持する必要性は認められず、原則として廃止すべきであるとの考えを示した。

3・1・2 香港

香港の競争当局(HKCC)は、平成27(2015)年12月14日付で競争条例(独禁法)を全面施行し、VDAとVSAが禁止行為とされたことから、現地海運団体である香港定期船協会(HKLSA)は、VDAとVSAを禁止行為から一括適用除外とするよう求める申請を提出していた。

その後、HKCC は、平成 28(2016)年 3 月 24 日を期限として、関係者から同申請に関するパブリックコメントを募集したことから、当協会や国際海運会議所(ICS)、アジア船主協会(ASA) は、HKLSA の要請を受け、HKLSA の意見を支持する旨の意見書を提出した。競争当局は出された意見を精査した上で一括適用除外の是非を判断するとみられていたが、同年 9 月 14 日に VSA のみを一括適用除外とする提案を発表し再びコメントを募集したことから、当協会をはじめとする海運関係団体は、香港の主要貿易相手国が VDA および VSA への一括適用除外制度を認めるなか、香港のみがこれと異なる制度となるのは香港経済にとっても有益とはならないことから VDA も適用除外とされるべき、などの論点を含む意見書を提出した。

更に、HKLSA は、HKCC に対し、VDA が適用除外と認められないと判断される場合は、運賃やサーチャージに係る議論は行わない形の VDA を適用除外とするよう要請する追加の意見書を平成 29(2017)年 2 月 27 日付で提出したことから、当協会をはじめとする海運関係団体は HKLSA を支持する意見書をそれぞれ回答期限(3 月 24 日)までに提出した。

3.1.3 インド

インドでは、平成 21(2009)年 5 月に競争法が発効し、その時点では、海運業界を含め個別の適用除外制度を認めない一方で、公共の利益に資すると判断されれば、同国政府によって適用除外を供与され得る余地を残していた。

ASA をはじめとする関係者の長年の働きかけの結果、平成 25(2013)年 12 月 11 日、インド企業省(MOCA)は、一年間の暫定措置として同国における VSA への独禁法適用除外制度を導入した。

その後も、MOCA は、平成 27(2015)年 2 月 5 日付、平成 28(2016)年 3 月 2 日付の官報でそれぞれ同制度を 1 年間延長することを発表。更に、平成 29(2017)年 3 月 21 日には同日から 3 ヶ月間同制度を延長することを発表した。なお、MOCA はこれらの延長決定を、「政府内検討の結果、VSA の適用除外制度が“Public Interest”に資すると結論付けられたことに基づく決定」と説明した。一方で、同国における VDA への適用除外制度の導入については、関係当局で引き続き検討することとされた。